

# 大阪公立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設 オープンファシリティ利用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設規程（以下「規程」という。）第1条の趣旨に基づき、大阪公立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設（以下「共同実験機器施設」という。）が所有する分析機器（以下「分析機器」という。）を管理及び運用するオープンファシリティ（以下「オープンファシリティ」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「オープンファシリティ」とは、学術研究の発展に資するために、科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の使用に供する別表第1に掲げる設備をいう。

## (管理責任者)

第3条 オープンファシリティの適切な利用について管理させるため、医学研究科に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、研究支援プラットフォーム共同実験機器施設運営委員長をもって充てる。

## (運営)

第4条 オープンファシリティの運営に関する重要事項の審議・決定は共同実験機器施設運営委員会にて行う。

2 オープンファシリティの機器の管理、機器を利用する際の支援運営を行うため、学務課技術支援担当職員を置く。

3 オープンファシリティの管理運営を行うため、教員を置く。

## (利用資格)

第5条 分析機器を利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、各号に定める者を学外利用者とする。

(1) 学術研究のために設備を利用する本法人が設置する以外の大学又は公的機関に所属する者

(2) 研究開発等のために設備を利用する民間企業その他の法人に所属する者

(3) その他、管理責任者が適当と認めた者

(利用の申請及び承認)

第6条 分析機器を初めて利用する者は、予め本利用規程の定める「分析機器利用申請書」により申請し、管理責任者の承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときはこれを承認するものとする。

(利用の申し込み)

第7条 分析機器の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、所定の申込書を管理責任者に提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の申込書の提出があったときは、共同実験機器施設の業務及び、学内利用者の研究に支障がないと認める場合に限り、これを受理することができる。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理責任者が、利用者が提出した試料等（以下、「試料等」という。）の再提出を求めた時はこれに応じること。

(2) 試料等の搬入及び搬出は、原則として利用者が行うこと。

(3) 管理責任者がやむを得ない事情により利用者の利用予定日等の変更を求めた時は、これに応じること。

(4) 危険物、化学薬品、生体試料等を持ち込む場合は、前条に規定する申請書に必要な事項を記載すること。

(5) 分析機器の利用の際は、共同実験機器施設運営委員会の定めた利用規則に従うこと。

(6) その他、管理責任者が指示すること。

2 管理責任者は、利用者が前項に定める事項を遵守しないときまたは遵守しないおそれがあると認めたときは、利用者に対して使用の停止を命ずることができる。

(利用料及び利用登録料)

第9条 利用者は、オープンファシリティの利用に要する費用の一部（以下「利用料」という。）を納付するものとし、その額は、別表第2に定める額とする。また、初回講習を受講の上、年度ごとにオープンファシリティ利用登録料を納付するものとし、その額は別表第3に定める額とする。

2 前項の規定に関わらず、管理責任者が特に必要と定めるときは、利用料の額の全部または一部を免除することができる。

(納付の方法)

第10条 前条に定める利用料の納付は、経費振替あるいは本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

(利用料の還付)

第11条 利用者の申し出により利用を中止した場合は、利用料は返還しない。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りではない。

(目的外の利用禁止)

第12条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に分析機器を利用すること、または第三者に利用させることをしてはならない。

(利用の承認の取り消し)

第13条 管理責任者は利用者が本規程に違反したときまたは分析機器に重大な支障を乗じさせたときは、第6条に定める利用申請の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

(免責)

第14条 利用者が分析機器を利用する際に受ける損害のうち、次の各号の一に該当する場合には、共同実験機器施設及び本学は、その責を負わない。

- (1) やむを得ない事由により分析機器の利用ができず、損害が生じた時
- (2) 分析機器を利用する者の責による事由によって損害・事故等が生じた時
- (3) 試料等の損害であるとき
- (4) その他、共同実験機器施設の責めに帰さない事由による損害であるとき

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意または重大な過失により分析機器またはその一部および関連設備等を滅失し、毀損しまたは著しく分析機器の性能を低下させたときは、自己の負担においてこれを原状に回復し、またはこれに要する費用を負担しなければならない。

(事務)

第16条 分析機器の利用に関する事務は、医学部・附属病院事務局学務課が担当する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるものの他、分析機器の利用に関し必要な事項は、共同実験機器施設運営委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

| No | 装置名          | メーカー                           | 型式               |
|----|--------------|--------------------------------|------------------|
| 1  | クライオ透過型電子顕微鏡 | Thermo Fisher Scientific (FEI) | Talos F200C G2   |
| 2  | 凍結試料作製装置     | Thermo Fisher Scientific (FEI) | Vitrobot Mark IV |

別表第 2（第 9 条関係）

利用料

|                                  |        |      |         |
|----------------------------------|--------|------|---------|
| クライオ透過型電子顕微鏡<br>(Talos F200C G2) | 常温試料観察 | 4 時間 | 16,000円 |
|                                  | 凍結試料観察 | 4 時間 | 18,000円 |
| 凍結試料作製装置 (Vitrobot Mark IV)      |        | 2 時間 | 7,900円  |

備考

- 1 利用できる時間は、平日9時から17時までの1日最大8時間とする。
- 2 凍結試料を保管するための液体窒素の料金は含まれない。
- 3 利用時間以外の液体窒素や凍結保管用容器は利用者が用意する。

別表第 3（第 9 条関係）

登録料

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| オープンファシリティ利用登録料 | 1 人あたり 30,000 円（年度ごと） |
|-----------------|-----------------------|

備考 この価格には事務手数料・装置利用初期説明手数料・設備運営諸経費が含まれるものとする。